

# 栗原市危険空家等解体助成事業



栗原市では、安全で安心して暮らすことのできる地域の実現を目指して、倒壊等のおそれのある危険な空家などの解体に要する工事費の一部を助成します。

## 危険な空家等の解体

解体工事費の1/2  
最大

50万円を助成します！



### 助成対象者

次の①から⑤をすべて満たす方

- ①次のいずれかに該当する人
  - ・空家等の所有者として登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産課税台帳)に記載されている人またはその後見人
  - ・所有者の相続人
  - ・空家等の管理者(法人を除く)
- ②栗原市の市税に滞納がない人
- ③同一年度内に助成金の交付を受けていない人
- ④特定空家等に対する勧告後、その勧告に係る措置命令を受けていない人
- ⑤暴力団員または暴力団構成員でない人

### 助成対象物件

次の①から③のいずれにも該当する空家

- ①そのまま放置することにより、著しく周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家等
- ②建築物から隣地境界線までの水平距離が当該建築物の高さ以内であり、かつ、市が別に定める基準のいずれかに該当する空家等
- ③所有権または賃借権以外の権利が設定されていない空家等

### 助成対象工事

次の①から③のいずれにも該当する工事

- ①新築または改築等の建替えに伴う工事でないこと
- ②市内に事業所を有する法人または個人で、県知事による解体工事業者登録を受けたものまたは建築業法の一定の工事業の許可を受けたものが行う工事
- ③助成金の交付を受けようとする年度の末日までに完了するもの

### 助成対象経費

次の①から②に該当する経費

- ①空家等の解体工事費
- ②解体と一体で行う立木伐採処分費並びに家具及び家具及び家具等の運搬処分費

※解体工事費が100万円以上の場合の助成額は50万円、解体工事費が100万円未満の場合の助成額は、解体工事費の2分の1(千円未満は切捨て)です。

## 助成金交付手続きの流れ

### ①交付申請

- 交付申請書(様式第1号)、空家等の位置図、工事着手前の現況写真、解体工事の積算書または見積書の写し、空家の登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産評価証明書または固定資産課税明細書)
- 栗原市の市税を滞納していないことを証明する書類(公簿確認に同意した場合は不要)
- ※相続人が申請場合は、相続関係を証明する書類
- ※共有者や相続人が複数人いる場合は、全員の同意書
- ※土地所有者が別の場合は、土地所有者の同意書

### ②審査・交付決定

提出書類の審査 ⇒ 現地調査(立会) ⇒ 交付決定または不交付決定通知

### ③解体工事

- 解体工事の実施、完了後の写真撮影

### ④実績報告

- 実績報告書(様式第7号)、工事請負契約書の写し、領収書の写し、工事着手前及び完了後の写真
- ※工事完了の日から起算して30日を経過した日または交付年度の3月31日のいずれか早い日までに提出

### ⑤審査・交付額決定

提出書類の審査 ⇒ 現地調査 ⇒ 交付額確定通知

### ⑥助成金の交付請求

- 交付請求書(様式第9号)

### ⑦助成金の交付

助成金の振込(交付請求から30日以内)

## よくある質問

※詳しくは「よくある質問集」をご覧ください。

Q:申請期限はありますか？

A:今年の6月末までとなります。

Q:建替えのために解体する場合は？

A:対象外となります。

Q:助成対象要件をすべて満たせば、必ず助成金は受け取れますか？

A:助成金交付件数を10件程度と見込んでいます。現地調査にて周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある建物を優先して補助金を交付いたします。したがって、要件をすべて満たしても予算の範囲外となった場合は、不交付となりますのでご了承ください。

Q:敷地内に複数の建物があり、「離れ」のみの解体を考えていますが、対象となりますか？

A:敷地内の建物すべてを撤去し、更地にすることが原則となりますので、対象外となります。